

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 8 月から 45 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 48 年 3 月まで

昭和 45 年ごろに、地元の集会所に町役場の職員が税金や国民年金の集金に来ており、職員から国民年金への加入と国民年金保険料の納付勧奨を受けた。

その後、役場に行き、未納となっている妻の分も含めて、保険料を一括納付したのに未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年ごろ、集会所に来ていた役場の職員に勧められ、未納となっていた国民年金保険料を申立人の妻の分と一緒に 20 歳の時まで遡^{そきゅう}及して納付したとしているところ、町に照会した結果、その当時、税務課や住民課（国民年金の事務も担当）の職員が各地区の集会所等で税金や国民年金保険料を納付するよう勧奨しており、申立人が記憶している職員は当時税務課で勤務していたと回答している上、申立人が納付勧奨を受けたとする集会所も当時存在していたことが確認できることから、申立内容は信憑^{びよう}性が高いと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料を遡及して納付した時期について、初めて請け負った家屋の請負代金の一部を保険料に充てたため、家屋を建ててからしばらくした後であるとしているところ、法務局に照会した結果、申立人が請け負ったとする家屋は昭和 45 年 4 月に新築登記されていることが確認できる上、同年 7 月から第 1 回特例納付の実施が始まっていることから、申立人の記憶とほぼ一致している。

なお、申立人は、国民年金保険料を遡及納付したのは昭和 45 年ごろの 1 回

のみであるとしており、上記の申立人が請け負った家屋の新築時期や第1回特例納付の開始時期等を勘案すると、申立人は、第1回特例納付の実施が開始された同年7月ごろに、38年8月から45年6月までの保険料を特例納付等により納付したとするのが妥当であると考えられる。

一方、申立期間のうち、申立人が国民年金保険料を遡及納付したとしている時期以降については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人に聴取しても、納付した記憶が明確でないとしている上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月から45年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 679

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

夫は転勤族であったが、どこに住所を異動しても、夫が役所に行って必ず住所変更手続をしていたので、国民年金保険料の納付書が送付されてきたのを覚えている。保険料の納付は夫又は私が行っていたので、申立期間については納付したと確信している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付しているほか、昭和 47 年 2 月に任意加入して以降、数度にわたる住所変更手続、第 3 号被保険者等への種別変更手続も適切に行われており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は任意加入期間であるが、申立期間を除き、申立期間直前の昭和 59 年度を含む任意加入期間についてはすべて現年度納付していることや、申立期間前後も転居等生活環境面の変化も無かったこと等を勘案すると、あえて申立期間のみ納付しなかったとは考え難い。

さらに、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までについては、平成 20 年 7 月に、社会保険庁の記録において未納とされていたものが市の国民年金被保険者名簿の記録により納付済みに訂正されていることから、行政側の記録管理が必ずしも適切であったとはいえない状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から50年3月まで

夫の会社退職後、市民センターにおいて、夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、その後は二人分の国民年金保険料を納付していたはずなのに、申立期間について、私の分だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付しており、申立人の夫も、申立期間を含めた国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付しているなど、申立人及びその夫は共に納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、その夫と共に国民年金の加入手続を行い、その夫の分と併せて国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月に夫婦連番で払い出されているのが確認できる上、昭和50年度から57年度までの保険料は現年度納付されており、58年度からは夫婦共に口座引き落としを開始していること等から、申立内容は基本的に信用できる。このため、申立期間における申立人の夫の保険料は、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が払い出された直後に過年度納付されていることから判断すると、申立期間における申立人の保険料についてもその夫と同時に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和59年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月21日から同年8月1日まで

昭和58年11月21日にアルバイトとしてA事業所に入社し、このときは雇用保険の被保険者資格のみを取得したが、試用期間後の同年12月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。その後、59年8月1日に正社員となったが、アルバイトから正社員へ切替わる前の期間に厚生年金保険の空白期間がある。B事業所に問い合わせたところ、当時の厚生年金保険に関する資料は残っていないが、同社に継続して勤務していたとのことであったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB事業所への照会結果から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年12月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B事業所は「当時の資料が残っておらず確認できないが、前後の事情から当社の事務手続上の間違いであると判断している。」と回答していることから、事業主が昭和59年7月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のB社における資格喪失日は昭和57年10月16日と認められることから、申立期間②における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和57年10月15日から同年10月16日まで

A社とB社は兄弟会社であることから、両社間の従業員の異動は頻繁にあり、同一会社での異動と同じような感覚であった。私は、当時の給与明細書を所持しており、給与から厚生年金保険料が控除されていることが証明できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持しているA社の給与明細書及び申立人の同社における雇用保険の加入記録から判断して、申立人が同社に継続して勤務し（昭和57年4月1日にA社からB社に異動）、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社からB社に異動した二人に申立人と同様の事象が見受けられ、当該転勤に係る届出が適切に行われたとは考え難い。また、事業主が資格喪失日を昭和57年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が所持しているB社の給与明細書及び申立人の同社における雇用保険の加入記録から判断して、申立人のB社における資格喪失日は昭和57年10月16日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和26年3月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月22日から同年9月1日まで

A社における厚生年金保険の加入記録が昭和26年9月1日から平成8年1月9日までとなっており、26年3月22日から同年9月1日までの加入記録が欠落している。私は、同社の在職証明書及び申立期間に係る給与明細書を所持しており、その給与明細書には厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在職証明書、給与明細書及びA社が保管している社員名簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の給与明細書及び昭和26年9月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したかについては不明としているが、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証、社会保険事務所が保管しているA社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿の資格取得日が昭和26年9月1日と記載されている上、同社では、「当事業所は9月に移転しており、その移転時に何らかの手続誤りがあったと思われる。」と回答していることから、事業主が同年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成6年11月から10年3月までの期間は28万円、10年4月から11年4月までの期間は30万円、11年5月から13年3月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成6年11月から13年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から13年4月1日まで

私は、A社に勤務していたが、平成2年12月1日から13年4月1日までの標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額と相違しているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に記録されている申立期間に係る標準報酬月額については、平成2年12月から9年9月までの期間は22万円、9年10月から13年3月までの期間は24万円と記録されている。

しかし、申立期間のうち平成6年11月から13年3月までの標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額から平成6年11月から10年3月までの期間は28万円、10年4月から11年4月までの期間は30万円、11年5月から13年3月までの期間は36万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が平成6年11月から13年3月までの期間について、一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年12月から6年10月までの期間については、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額から、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から55年1月までの期間及び59年11月から62年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月から55年1月まで
② 昭和59年11月から62年11月まで

申立期間①については、20歳の学生の時から国民年金に加入し、国民年金保険料の納付書が毎月市から送付されてきたため、近くの郵便局に払いに行っていた。また、申立期間②については、昭和59年11月に国民年金任意加入の喪失手続を行った記憶は無く、第3号被保険者期間も保険料を納めていた。当時は、銀行で振込用紙により月払いで払っていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年2月19日に払い出されているが、その時点では、申立期間①の一部は特例納付によるほかは時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である上、同期間について特例納付された形跡は無く、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間①については、申立人は婚姻しており、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、国民年金の任意加入対象期間となるが、任意加入対象期間は加入手続を行った時点から遡及して加入することはできず、申立期間①は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間①について、申立人は市から毎月国民年金保険料の納付書が送付されて来たため郵便局で納付していたと主張しているが、申立人が

当時居住していた市に確認したところ、申立期間①当時は保険料の納付書は3か月ごと又は半年ごとに送付していたとしていることから、申立内容に不合理な点がみられる。

申立期間②について、申立人は、昭和59年11月時点の国民年金任意加入の喪失手続や61年4月における第3号被保険者への該当手続を行った記憶は無く、銀行で毎月国民年金保険料を納付していたとしているが、社会保険庁の記録によると、申立期間②直前の59年10月の保険料は61年5月に、申立期間②直後の62年12月から63年3月までの保険料は同年2月に納付していることが確認できるなど、申立人の供述と異なる納付状況がみられる上、第3号被保険者への該当処理は61年7月に行われており、その処理状況に不自然な点もみられないことから、少なくとも当該処理が行われた時点以降に保険料の納付書が送付されたとは考え難い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 682

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 62 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は父親が行ったが、いつごろ、どこで行ったか覚えておらず、国民年金保険料納付に関しても具体的なことは何一つ覚えていない。保険料を納付していたはずであるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の父親は高齢等のため聴取に応ずることができないことから、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 9 月に職権で払い出されているが、その時点では、申立期間のうち 54 年 4 月から 58 年 6 月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、60 年 9 月以前において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、昭和 60 年 9 月に申立人の父親と話し合ったものの、申立人の父親は国民年金保険料を納付する意思が無い旨の記載がある上、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 683

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から43年3月まで
納税組合の組合長に20歳になったら国民年金に加入しなければならないことを聞かされ、組合長の世話で20歳から間違いなく国民年金に加入し、保険料を納付していた。申立期間について、役場の台帳が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金加入手続は納税組合の組合長が行ったと思うとしており、その状況の詳細は不明であるほか、国民年金手帳記号番号は昭和44年1月29日に払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は納税組合に納付していたとしているところ、上述の払出日からすると申立期間（時効により納付できない期間を除く。）の保険料は過年度納付によらなければ納付できないが、町に照会した結果、申立期間当時、納税組合は過年度納付を取り扱っていなかったとしている上、記録上、申立人は昭和43年4月から保険料を納付していることから、申立人は、44年1月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、その時点で現年度納付が可能な43年4月からの保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 684

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月まで

申立期間については、息子を A 県の B 学校に通学させるため、姉の住んでいた A 県 C 町（現在は、D 市）に私と息子の住民票のみを移した。このため、国民年金保険料は、E 県では納付することができず、姉に保険料を手渡して C 町役場に納付してもらっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間については、申立人は、その息子が E 県の F 学校を途中で退学し、A 県の B 学校に通学していたため、住民票を A 県 C 町に移したとしているが、戸籍の附票等を調査しても、申立人がいつの時点で住民票を異動させたか確認できない上、申立人の姉に聴取しても、いつから申立人に代わって国民年金保険料を納付していたか等について明確に記憶していない。

さらに、E 県の F 学校に照会したところ、申立期間当時、同校は 4 歳からの 2 年保育であったとしているため、申立人の息子の生年月日から判断すると、申立人の息子が同校に入学したのは昭和 39 年度であると推認できる上、申立人は同校退学後住民票を A 県 C 町に異動させたのは新年度からであったとしていること等を勘案すると、申立人が A 県 C 町に住民票を異動させたのは昭和 40 年 4 月ごろであったと考えられ、申立期間のうち、少なくとも 37 年 4 月から 40 年 3 月までは、A 県 C 町に住民登録はしていないと考えられることから、同町において国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人の国民年金手帳記番号は昭和 36 年 2 月に夫婦連番で払い出されている上、申立人及びその夫の保険料の納付状況をみると、記録上、申

立人及びその夫共に 36 年 4 月から同年 9 月まで納付した後、未納期間が続き、41 年 4 月から納付を再開（申立人の夫は昭和 40 年度の保険料を昭和 42 年 2 月に過年度納付している。）しているなど、申立人は、申立期間当時、住民票を A 県 C 町に異動させていたものの、その夫とは E 県において同居していたとしていることから、申立人及びその夫の納付状況は基本的に同一であったと考えても不自然ではない。しかしながら、申立期間のうち 40 年 4 月から 41 年 3 月までについては、申立人は、その夫と同じように保険料を過年度納付したとも考えられるが、D 市に照会したところ、当時、C 町役場では過年度納付を取り扱っていなかったとしている上、申立人の姉に聴取しても一括して保険料を納付した記憶は無いとしており、D 市においては国民年金被保険者名簿を保存していないため確認できないものの、その後申立人が住民票を異動させた G 市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の国民年金被保険者台帳（旧台帳）は共に、当該期間を含め申立期間は未納となっている。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から同年6月まで
申立期間は、漁船から下船して乗船までの間であるが、6か月間と長いので国民健康保険と国民年金の加入手続を妻がA町のB支所でしてくれたと思う。
国民年金保険料は、妻が妻の分と一緒に組の集金当番に渡していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、被保険者資格を昭和47年1月22日付けで喪失した後、次に被保険者資格を再取得したのは50年2月1日と記載されている上、当該喪失日及び再取得日は、申立人が当時居住していた町の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳（旧台帳）の記録とも一致している。そのため、申立期間は未加入期間となっていることから、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の船員保険の喪失に伴う国民年金への加入手続は、申立人の妻が行ったとしているが、申立人の妻に聴取しても、当該手続の記憶は曖昧である上、申立人の妻の国民年金の加入記録をみても、申立人の船員保険の喪失及び取得に伴う強制加入及び任意加入の種別変更手続も行われていないことから、申立人の妻は、必ずしも船員保険と国民年金との切替手続を適切に実施していたとは言えないものと考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 56 年 6 月から 57 年 1 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月から同年 11 月まで
② 昭和 56 年 6 月から 57 年 1 月まで

申立期間①については、会社を退職後、すぐに市役所において国民年金に加入した。この時期は体調を崩して入退院を繰り返しており、国民年金保険料は元夫が市内の銀行で振り込んでいた。

申立期間②については、別の会社に勤務していた時であるが、国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、重複とは知らず納付した。紙台帳では還付されているとのことであるが、通帳等に還付された記録が無い。再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の元夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、保険料を納付したとする元夫からも供述が得られないため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 2 月に払い出されており、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、43 年 9 月 29 日（現在は昭和 45 年 1 月 1 日に訂正済み）まで遡及して国民年金被保険者資格を取得している。申立人は、申立期間①について 55 年 8 月に会社を退職した後、すぐに国民年金への加入手続を行ったとしているが、市の国民年金被保険者名簿では、国民年金被保険者資格を取得した後、52 年 4 月に厚生年金保険への加入により国民年金被保険者資格を喪失し、55 年 12 月に任意加入により国民年金被保険者資格を再取得しており、その

間に国民年金に再加入した形跡は無く、申立期間①は未加入期間となっている上、当該資格喪失日及び再取得日は、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）の記録とも一致している。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間①の国民年金加入記録については、平成 11 年 2 月に申立期間①直前の厚生年金保険の加入記録を整理した際に追加されたものであり、記録が追加されるまでは、申立期間①は未加入期間とされていたことから、国民年金保険料を納付できなかったこととなる。

このほか、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は厚生年金保険に加入していることから、国民年金保険料の還付対象期間であるところ、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿には、申立期間②に係る還付金が支払われたことが記載されている上、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）において、備考欄に還付金が支給されたことを意味する「57 年度 251 号還付 56 年 6 月～57 年 1 月まで 36,000 円」の記載があり、同事務所が保管している還付整理簿においても、申立期間②に係る還付金の請求を昭和 57 年 6 月 24 日に受付け、同年 7 月 23 日に「喪失」を理由として 3 万 6,000 円の還付金が支払われたことが記載されており、これらの記載内容に不自然な点はみられない。

また、申立人は昭和 56 年 6 月に厚生年金保険に加入し、国民年金被保険者資格を喪失しているが、上記市の被保険者名簿によると、当該厚生年金保険の加入に伴う国民年金被保険者資格の喪失手続は、57 年 4 月 7 日に処理された旨が記載されており、申立人は国民年金被保険者資格の喪失手続を適切に実施していなかったものと考えられることから、申立人が国民年金被保険者資格の喪失手続を行った時期等を踏まえると、一連の事務処理に不合理な点もみられない。

さらに、申立人に聴取しても、還付金を受領した記憶が無いというほか、申立期間②の国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたこと、及び申立期間②の国民年金保険料を還付されていないことを認めることはできない。

三重国民年金 事案 687 (事案 471 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 10 月から 45 年 3 月までの期間及び 47 年 11 月から 51 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 47 年 11 月から 51 年 8 月まで

昭和 54 年に A 市の年金課において国民年金の住所移転手続きを行い、その後、未納分の国民年金保険料を市内の郵便局において納付した。

申立期間については、納付していたものと認めることはできない旨の通知を受けたが、その後、保険料を納付したことを示す新たな資料として、当時の郵便局の貯金通帳等が見付かったので納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間は平成 10 年 8 月に申立人の国民年金加入期間が整理された際に未納期間として整理されたものであり、整理されるまでは未加入期間であったため保険料を納付することはできないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、国民年金保険料の納付を示す新たな資料として、昭和 54 年 12 月から 55 年 8 月までの郵便局の貯金通帳の写し、及び同年 4 月に預入された郵便貯金の支払金内訳書の写しを提出しているが、これらの資料を精査しても、いずれも申立期間に係る保険料納付を示す根拠は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月3日から41年2月25日まで
② 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

社会保険庁の記録によると、A社における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は受給した記憶が無い。また、B社における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和46年4月1日とされているが、私は同年3月1日に同社に雇用されており、申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿及び被保険者原票に記載されている申立人を含む女性6人のうち、脱退手当金の受給資格がある3人にはすべて脱退手当金の支給記録がある上、当該3人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険資格喪失日から1か月以内の昭和41年3月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてB

社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は平成4年3月3日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に他界しており、当時の役員一人に照会しても当時の記憶が不明確であるため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述等を得ることはできなかった。

また、B社において申立期間②に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②について申立人の被保険者原票は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 511

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月5日から24年6月1日まで
② 昭和26年8月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は申立期間①についてはA社（現在は、B社）で勤務しており、その後、より条件の良い仕事がしたくて、C社に転職し、申立期間②については同社で勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間①におけるA社の同僚であると主張している3人のうち、2人は社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録でも該当者は特定できず、1人は病気のため聴取できない上、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①に同社において厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述するものの、申立人が勤務していた時期等については具体的に記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無い。

申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保

険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の役員等関係者は既に他界している上、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、C社において申立期間②に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会を試みたが、いずれも連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 1 日から 54 年 7 月 31 日まで

A社に勤務していた時の昭和 51 年 11 月 1 日から 54 年 7 月 31 日までの期間の標準報酬月額は、その前後の期間の標準報酬月額に比べて低くなっている。標準報酬月額を減額されるような記憶も無く、30 万円であったと思うので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額についてA社の代表取締役等に照会したところ「当時の賃金台帳及び算定基礎届等の資料は残っていないが、当時は社会保険料を支払うことができず、社会保険事務所の指導により、役員の標準報酬月額を減額する届出を社会保険事務所に提出し、実際の給料及び厚生年金保険料も減額していたと思う。」との回答があった上、申立人は同社の役員（監査役）であり、経理にも携わっており、役員の標準報酬月額を減額することを承知していたと述べていることから、申立人は、申立期間について、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと考えられる。

また、A社の元役員等関係者の申立期間に係る標準報酬月額を確認したところ、いずれも申立人と同様に標準報酬月額が減額されている上、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、訂正された形跡も無く、それらの記載内容に不合理な点はみられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該標準報酬月額に係る減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 513

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 31 日から同年 6 月 5 日まで

A社（現在は、B社）には知人から頼まれて入社することになった。当時、私は同社からC市内にあるD社に行くように言われ、朝8時から夕方5時までトラックを運転して得意先に納品する仕事をしていた。A社には毎月5日に給料を取りに行き昭和49年6月5日に給料をもらって退職した記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、昭和49年6月6日に社会保険事務所に提出した厚生年金基金加入員資格喪失届の写し以外の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、同社から提出された厚生年金基金加入員資格喪失届の写しによると、資格喪失日が49年5月31日となっているほか、申立人から提出された厚生年金基金連合会からの加入記録等を確認する通知書にも、厚生年金保険の加入期間が48年6月2日から49年5月31日までとなっており、これらは、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の健康保険整理番号前後20人の資格喪失日を確認したところ、9人は月初及び月末に資格喪失しており、11人は月初及び月末

以外に資格喪失していることから、同社では従業員の厚生年金保険の適用について統一的な基準は無く、従業員ごとに取扱いが異なっている状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 514

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年から 63 年 11 月まで
② 平成元年 1 月から 7 年 2 月まで

私は中学校を卒業後、A社に入社した。同僚の氏名は覚えていないが、健康保険証は同社からもらったと思う。その後、A社が倒産したため、B事業所に勤めた。同事業所でも健康保険証はもらっていたと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和 40 年 10 月 1 日資格取得、56 年 9 月 15 日離職、同年 9 月 28 日資格取得、63 年 11 月 17 日離職となっており、この雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間に同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について同社の元役員に照会したところ、「当時、会社は、健康保険についてはC国民健康保険組合に加入していたが、厚生年金保険については加入していなかった。」との回答があった。

また、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人のB事業所における雇用保険の加入記録によると、平成元年 1 月 24 日資格取得、7 年 2 月 16 日離職となっており、この雇用保険の加入記録及び事業主の供述から、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について同事業所の事業主に照会したところ、「当該事業所は、健康保険についてはC国民健康保険組合に加入していたが、厚生年金保険については加入していなかった。厚生年金保険料も控除していない。」との回答があった。

また、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和36年4月1日以降、43年10月1日から同年11月16日までを除き国民年金に加入しており、このうち36年4月から41年12月までの期間、44年4月から45年6月までの期間、及び61年4月から63年11月までの期間は納付済期間、58年1月から61年3月までは申請免除期間となっている上、申立期間②についても国民年金に加入し、保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 5 月 1 日から 24 年 1 月 1 日まで
② 昭和 30 年 8 月 2 日から 31 年 6 月 2 日まで
③ 昭和 51 年 12 月 31 日から 52 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 53 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
⑤ 昭和 59 年 3 月 7 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所から厚生年金保険の期間照会についての回答が送られてきたが、厚生年金保険の加入期間が誤っている気がするので調査し、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A社（昭和 24 年 4 月 B社に名称変更）が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 24 年 1 月 1 日であり、申立期間①当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、資格取得日順に健康保険整理番号※番から※番（申立人は※番）までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも同社が適用事業所となった昭和 24 年 1 月 1 日となっている。

さらに、B社は昭和 29 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の役員は既に他界しているため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 31 年 6 月 2 日であり、申立期間②当時同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険

者名簿について、資格取得日順に健康保険整理番号※番から※番（申立人は※番）までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも同社が適用事業所となった昭和 31 年 6 月 2 日となっている。

さらに、申立人はC社の事業主であるが、申立人に聴取しても、同社が適用事業所となった時期及び経緯等の記憶が無い。

申立期間③及び④について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてD社に照会したところ、「申立人は、昭和 51 年 12 月 30 日付けで当社を退職し、E社に転職したが、E社が当社の子会社となった 53 年 11 月 1 日に当社に再雇用された。」との回答があった上、同社が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び資格取得確認通知書によると、資格喪失日が昭和 51 年 12 月 31 日、資格取得日が 53 年 11 月 1 日となっている。

また、D社の元役員に照会したところ、申立人を覚えているものの、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 52 年 2 月 1 日であり、申立期間③について、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の資格取得日は昭和 52 年 2 月 1 日、資格喪失日は 53 年 10 月 31 日となっている。

加えて、申立人はE社の役員であるが、申立人に聴取しても、同社が適用事業所となった時期及び経緯等の記憶が無い。

申立期間⑤について、F社は昭和 61 年 12 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間⑤にF社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているF社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間⑤に係る申立人の被保険者原票は無い。

加えて、申立人のF社における雇用保険の加入記録によると、昭和 59 年 8 月 1 日資格取得、60 年 12 月 20 日離職となっており、申立期間⑤に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月から同年 10 月まで
② 昭和 40 年 6 月から同年 10 月まで

A事業所の造林事業で、下草刈りなどの仕事をしていた。臨時職員であったが、勤務時間及び勤務日数は正職員と同じであり、厚生年金保険料及び健康保険料は給与から引かれていたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA事業所を管轄しているB事業所に照会したところ、当該事業所が作成した厚生年金台帳以外の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、同事業所から提出された厚生年金台帳の写しによると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の記録は、昭和 33 年 6 月 2 日資格取得、同年 10 月 16 日資格喪失、34 年 6 月 8 日資格取得、同年 10 月 16 日資格喪失となっており、これは、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

また、申立人が申立期間①及び②におけるA事業所の同僚であると主張している6人のうち、5人は社会保険事務所が保管している同事業所の厚生年金保険被保険者記録に該当者は見当たらず、一人は連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかつた上、同事業所において申立期間①及び②に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、当時の同事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかつた。

さらに、申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA事業所の

健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票の健康保険整理番号※※※番（昭和 35 年 5 月 1 日資格取得）から※※※番（昭和 36 年 5 月 1 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、当時申立人が居住していた市が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人は申立期間②において国民年金に加入しており、国民年金保険料を現年度納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 517 (事案 300 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 43 年 2 月まで
前回の申立てでは、同僚を一人しか思い出せず、十分な回答ができなかった。今回、何人かの同僚を思い出し、そのうち一人が証言をしてくれるとのことだったので、再度申立てする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の A 事業所における雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間のうち昭和 40 年 2 月 1 日から 42 年 12 月 30 日までの期間に同事業所で勤務していたことは確認できるものの、社会保険事務所が保管している同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が無いこと、同事業所及び当時の同事業所の同僚からも、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかったこと、及び申立人の供述から、申立人は厚生年金保険に加入することができない日雇労働者健康保険に加入していたと推認されること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立ての事業所に勤務していた当時の同僚の氏名を思い出したため、事実関係を再確認してほしいと主張しているが、申立人から氏名の提示があった複数の同僚に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、申立期間のうち同僚が勤務し始めた昭和 40 年 2 月以降には申立人が当該事業所で勤務していたとの供述をしているものの、当時の当該事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 518 (事案 361 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 32 年 2 月末日まで
前回の申立てで挙げた同僚の氏名は誤っており、今回、申立期間に A 社で一緒に働いていた同僚の氏名を思い出したので、再審議の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の元役員から、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかつたこと、当時の同社の同僚の供述から、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえること、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が無いこと、及び昭和 31 年 2 月 22 日以降に同社の被保険者資格を取得した者がいないことから、同社では、同日から厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 32 年 7 月 22 日までの期間には従業員を厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていたとも考えられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 12 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立ての事業所に勤務していた当時の同僚の氏名を思い出したため、事実関係を再確認してほしいと主張しているが、申立人から氏名の提示があった同僚は既に他界しており、新たに申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかつた。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 6 日から 48 年 5 月 27 日まで

A事業所で勤務していた時の給与は本給、深夜手当及び残業手当があり、昭和 47 年 10 月ごろの給与額は 10 万円ぐらいであったと記憶している。失業保険被保険者離職票には、同年 11 月からの給与額が記載されているが、同年 5 月から 7 月も同様の金額であったと思う。同事業所での厚生年金保険に加入していたすべての期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時支給されていた月給と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が相違していると主張し、失業保険被保険者離職票を提出しているが、当該離職票は昭和 47 年 11 月 21 日から 48 年 5 月 25 日までの賃金支払状況が記載されており、申立期間における標準報酬月額の算定の資料となる賃金支払額とはならず、ほかに申立人が主張する標準報酬月額を示す関連資料(給与明細書、賃金台帳等)も無いことから、申立期間に係る報酬の総額を確認することができない。

また、A事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚 8 人について、申立期間の標準報酬月額を調査したところ、いずれも不自然な点はみられず、事業主が申立人の標準報酬月額のみ、ほかの同僚と異なる取り扱いを行ったとは考えられない。

さらに、社会保険事務所が保管しているA事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額と社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額とは一致しており、申立人に係る標準報酬月額の記録管理に不自然な点は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。